

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和53年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 削除</u></p> <p><u>第2章の2 老人居宅生活支援事業（第12条の2－第12条の4）</u></p> <p><u>第3章 老人福祉施設（第12条の5－第22条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第23条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p><u>第2章 削除</u></p> <p><u>第3条から第12条まで 削除</u></p> <p><u>第2章の2 老人居宅生活支援事業</u></p> <p>（老人居宅生活支援事業開始の届出）</p> <p><u>第12条の2</u> 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（様式第23号の2）により行わなければならない。</p> <p>（老人居宅生活支援事業変更の届出）</p> <p><u>第12条の3</u> 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（様式第23号の3）により行わなければならない。</p> <p>（老人居宅生活支援事業廃止又は休止の届出）</p> <p><u>第12条の4</u> 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（様式第23号の4）により行わなければならない。</p> <p><u>第3章 老人福祉施設</u></p> <p>（老人デイサービスセンター等設置の届出）</p> <p><u>第12条の5</u> 法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届（様式第23号の5）により行わなければならない。</p> <p>（老人デイサービスセンター等事業変更の届出）</p> <p><u>第12条の6</u> 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デ</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>第2条</u> 法第14条の規定による届出は、別に定める様式による老人居宅生活支援事業開始届により行わなければならない。</p> <p>（老人居宅生活支援事業開始の届出）</p> <p><u>第3条</u> 法第14条の2の規定による届出は、別に定める様式による老人居宅生活支援事業変更届により行わなければならない。</p> <p>（老人居宅生活支援事業廃止又は休止の届出）</p> <p><u>第4条</u> 法第14条の3の規定による届出は、別に定める様式による老人居宅生活支援事業廃止（休止）届により行わなければならない。</p> <p>（老人デイサービスセンター等設置の届出）</p> <p><u>第5条</u> 法第15条第2項の規定による届出は、別に定める様式による老人デイサービスセンター等設置届により行わなければならない。</p> <p>（老人デイサービスセンター等事業変更の届出）</p> <p><u>第6条</u> 法第15条の2第1項の規定による届出は、別に定める</p>

イサービスセンター等事業変更届（様式第23号の6）により行わなければならない。

（老人デイサービスセンター等廃止又は休止の届出）

第12条の7 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（様式第23号の7）により行わなければならない。

（老人ホーム設置認可の申請等）

第13条 法第15条第3項の規定による届出は、老人ホーム設置届（様式第24号）により行わなければならない。

2 法第15条第4項の認可の申請は、老人ホーム設置認可申請書（様式第25号）により行わなければならない。

（老人ホーム事業開始の届出）

第14条 法第15条第3項の規定による届出をした市町村又は法第15条第4項の認可を受けた社会福祉法人は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届（様式第26号）により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

（老人ホームの変更の届出）

第15条 法第15条の2第2項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届（様式第27号）により行わなければならない。

（老人ホームの廃止等の届出等）

第16条 法第16条第2項の規定による届出は、老人ホーム廃止（休止、入所定員減少、入所定員増加）届（様式第28号）により行わなければならない。

2 法第16条第3項の認可の申請は、老人ホーム廃止（休止、入所定員減少、入所定員増加）認可申請書（様式第29号）により行わなければならない。

（改善命令に対する措置結果の報告）

第17条 市町村又は社会福祉法人は、法第19条第1項の規定に基づく老人ホームの設備又は運営の改善の命令を受けたときは、当該命令を受けた日から30日以内に当該命令に係る措置の結果について措置結果報告書（様式第32号）により知事に報告しなければならない。

（軽費老人ホーム設置の届出等）

第18条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届（様式第33号）により行わなければならない。

2 社会福祉法第62条第2項の軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書（様式第34号）により行わなければならない。

（軽費老人ホーム事業変更の届出等）

様式による老人デイサービスセンター等事業変更届により行わなければならない。

（老人デイサービスセンター等廃止又は休止の届出）

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、別に定める様式による老人デイサービスセンター等廃止（休止）届により行わなければならない。

（老人ホーム設置認可の申請等）

第8条 法第15条第3項の規定による届出は、別に定める様式による老人ホーム設置届により行わなければならない。

2 法第15条第4項の認可の申請は、別に定める様式による老人ホーム設置認可申請書により行わなければならない。

（老人ホーム事業開始の届出）

第9条 法第15条第3項の規定による届出をした市町村又は同条第4項の認可を受けた社会福祉法人は、その事業を開始したときは、別に定める様式による老人ホーム事業開始届により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

（老人ホームの変更の届出）

第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、別に定める様式による老人ホーム事業変更届により行わなければならない。

（老人ホームの廃止等の届出等）

第11条 法第16条第2項の規定による届出は、別に定める様式による老人ホーム廃止（休止、入所定員減少、入所定員増加）届により行わなければならない。

2 法第16条第3項の認可の申請は、別に定める様式による老人ホーム廃止（休止、入所定員減少、入所定員増加）認可申請書により行わなければならない。

（改善命令に対する措置結果の報告）

第12条 市町村又は社会福祉法人は、法第19条第1項の規定に基づく老人ホームの設備又は運営の改善の命令を受けたときは、当該命令を受けた日から30日以内に当該命令に係る措置の結果について別に定める様式による措置結果報告書により知事に報告しなければならない。

第19条 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届（様式第35号）により行わなければならない。

2 社会福祉法第63条第2項の軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書（様式第36号）により行わなければならない。

（軽費老人ホーム廃止の届出）

第20条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届（様式第37号）により行わなければならない。

（老人福祉センター事業開始の届出等）

第21条 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの設置の届出は、老人福祉センター事業開始届（様式第38号）により行わなければならない。

2 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターに係る変更又は老人福祉センターの廃止の届出は、老人福祉センター事業変更（廃止）届（様式第39号）により行わなければならない。

（準用）

第22条 第17条の規定は、軽費老人ホームを経営する市町村、社会福祉法人その他の者が社会福祉法第71条の規定によって必要な措置を採るべき旨を命ぜられた場合に準用する。

第4章 補則

（有料老人ホーム設置等の届出）

第23条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届（様式第40号）により行わなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届（様式第41号）により行わなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム事業廃止（休止）届（様式第42号）により行わなければならない。

（有料老人ホーム設置等の届出）

第13条 法第29条第1項の規定による届出は、別に定める様式による有料老人ホーム設置届により行わなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、別に定める様式による有料老人ホーム事業変更届により行わなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、別に定める様式による有料老人ホーム事業廃止（休止）届により行わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第42号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の老人福祉法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の老人福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。